未内定の新卒者・既卒者 の皆さんへ

就職活動を継続されている今 春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、 現在も懸命に就職活動をされてい るものと思います。ハローワーク は最後まで皆さんを支援し続けま すので、就職について知りたいこ と、不安なこと求人情報など、お 気軽にお問合せください。

●問合せ先

ハローワーク宇部 学卒担当 **(☎**0836(31)0164)

山口県特定(産業別) 最低賃金を改正しました

平成27年12月15日から

- ●鉄鋼業、非鉄金属製造業 時間額 867円
- ■電気機械器具製造業 時間額 793円
- 輸送用機械器具製造業 時間額 838円
- ●百貨店、総合スーパー 時間額 757円
 - ※山口県最低賃金は平成27年10 月1日から731円に改正して います。

●問合せ先

山口労働局労働基準部賃金室 **(☎**083(995)0372)

納期限 カレンダー3月31日雨

納付種別	納付対象
国民健康保険税	9期
介護保険料	9期
市営住宅使用料	3月分
有線テレビ使用料	6期

各種相談

年金相談

3月9日図 9時30分~12時、13時~15時30分 美祢市民会館

予約先 宇部年金事務所〔☎0836(33)7111〕

農業問題相談

3月16日尿 10時~12時 農業委員会事務局 予約先 農業委員会事務局 (☎0837(52)5241) ※開催日の1週間前までに予約が必要です。

3月9日尿 10時~11時 美祢市美東センター

12時30分~16時 サンワーク美祢

3月23日丞 10時~11時 嘉万公民館

12時30分~16時 サンワーク美祢

問合せ先 宇部公共職業安定所 (☎0836(31)0164)

人権相談

3月2日团 13時30分~16時30分 真長田公民館

美祢市民会館

3月23日函 13時30分~16時30分 岩永公民館

行政相談

3月16日丞 10時~12時 美祢市民会館 3月23日丞 13時30分~16時30分 岩永公民館

心配ごと相談

毎週水曜日 13時30分〜16時30分(受付16時まで) 3月2日丞 伊佐公民館、真長田公民館

3月9日駅 美祢市社会福祉協議会、

秋芳地域福祉センター

3月16日团 美祢市社会福祉協議会、 美東地域福祉センター

3月23日团 美祢市社会福祉協議会、岩永公民館

3月30日团 美祢市社会福祉協議会

司法書士による無料法律相談会

3月3日 13時~15時 美祢市役所 ※4月7日困 13時~15時 美祢市役所 (※3月31日困予約開始)

弁護士による無料法律相談

(3月10日 (3月10日)

予約先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

3月の日曜休日当番医

美祢市医師会 診療時間 9時~17時 6 日□ 原田外科医院 大嶺町前川通 [☎0837(52)0756] 6 日回 美東病院 13日日 中元医院 20日祝 白井クリニック 於福町金山2区 (☎0837(56)1122) 20日园 美東病院 21日振 山本医院 27日日 三澤医院 西厚保町大村〔☎0837(58)0011〕 27日回 美東病院

美祢郡医師会 診療時間 9時~17時

美東町大田 **(☎**08396(2)0515**)**

伊佐町稲荷町 (☎0837(53)0323) 13日回 あきよし竹尾クリニック 秋芳町秋吉 [**2**0837(63)0088]

美東町大田 〔☎08396(2)0515〕

保健だより

育児相談

美祢市保健センター

3月15日図 9時30分~11時30分

秋芳保健センター

3月23日 9時30分~11時30分 美東保健福祉センター

健康相談(9時30分~11時)

3月8日図 別府公民館

1歳6か月児健康診査(13時~13時30分)

3月10日 美祢市保健センター 3 歳児健康診査(12時30分~13時15分)

3月17日困 美祢市保健センター

(☎08396(2)0515) 美東町大田

(20837(62)1200)

離乳食学級(10時30分~11時30分)

3月1日図 美祢市保健センター

食と健康の講座(9時30分~13時)

3月2日 美東保健福祉センター 3月18日 嘉万公民館

☎:電話 10

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新・増・改築・取り 壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地 処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所 有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、 次の要領で閲覧できます。

- ※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を 送付しますので、この明細書でも確認することができます。
- <u>※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかります。</u>

閲覧開始日 4月1日 (田・田・圏を除く。) ※4月1日 金~5月2日 月まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分~17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所 ※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出 張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)
- ※納税者と別居している親族は委任状が必要です。 様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)
- ※当該権利の目的である土地又は家屋について記載 された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人 (必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人 (法の定めによる管理人・管財人など)
- ※当該権利の対象となる固定資産について記載され た部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日国~5月2日月

(田・田・祝を除く。)

縦覧時間 8 時30分~17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課

美東地域分→美東総合支所 秋芳地域分→秋芳総合支所

(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人 (必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人 (確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)
- ※納税者と別居している親族は委任状が必要です。
- ※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備え付け縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承願います。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙にお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承願います。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。